

## 横浜地方裁判所委員会（第17回）議事概要

### 1 日時

平成22年11月18日（木）午後3時～午後5時30分

### 2 場所

横浜地方裁判所大会議室

### 3 テーマ

裁判員裁判の実施状況

### 4 出席者

（委員） 内田邦彦，内沼栄樹，大澤則子，大島隆明，大坪丘，加藤朋寛，古賀敬之，後藤ヨシ子，篠原千治，嶋田充郎，玉木真人，萩原啓実，福田護，山岸紀美江，吉田健司（五十音順，敬称略）

（事務担当者）横浜地方裁判所事務局長，同民事首席書記官，同刑事首席書記官，同裁判員調整官，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

### 5 議事

（1） 開会及び所長あいさつ

（2） 新任委員（大坪委員を除く。）の紹介

（新任委員）大島隆明，萩原啓実，加藤朋寛，古賀敬之，内沼栄樹（任命順，敬称略）

（3） オブザーバーの紹介

横浜地方裁判所久我泰博第4刑事部部総括判事，横浜地方検察庁山本幸博刑事部副部長，横浜弁護士会伊東克宏弁護士，同大澤晶子弁護士がオブザーバーとして参加

（4） 委員長選任及び委員長代理の指名

大坪丘委員（横浜地方裁判所長）が委員長に選任され，委員長代理に吉田健司（横浜地方裁判所判事）が指名された。

(5) テーマに関する説明

ア 大島委員から「裁判員裁判の実施状況と被害者保護制度」と題して説明

(ア) これまでの裁判員裁判の実施状況

(イ) これからの課題

(ウ) 被害者保護関係の諸制度

イ 久我部総括判事から「暴力団抗争事件の裁判員裁判を審理しての若干の感想」と題して説明

(ア) 事案の概要

(イ) 評議の状況

(ウ) 被害者参加と裁判員に対する影響

ウ 山本刑事部副部長から「裁判員裁判における主張立証の工夫と被害者参加制度」と題して説明

(ア) 裁判員裁判における主張立証の工夫

(イ) 被害者参加制度

エ 伊東弁護士から「横浜弁護士会における裁判員裁判対応の現状について」と題して説明

(ア) 当会の裁判員裁判対応の現状

(イ) 当会の課題(質と量)

(ウ) 若手弁護士の活用について(量の問題)

(エ) わかりやすい主張・立証の工夫について(質の問題)

(オ) 裁判所が実施している裁判員アンケートに関する要望について

(6) テーマについて(発言 委員長 委員 オブザーバー 事務担当者)

裁判員裁判の実施状況等について、裁判所、検察庁、弁護士会から説明があったが、これらについて、御質問、御意見又は御感想、何でも結構なので

お話しいただきたい。

本委員会の開催前に裁判員裁判の諸施設を御案内いただいたが、裁判所には人工の植木しかなく、冷たい印象を持った。また、裁判員候補者待機室には海の絵が飾ってあるが、これも、寒い時期には心が安まるものではないと思う。1年に4回くらい絵を入れ替えてもよいのではないか。なお、評議室は、人工ではあるが植木や暖かみのある絵があり、裁判官と良いコミュニケーションがとれそうだと感じた。

裁判員裁判用の諸施設は、裁判所としては、それなりに工夫をしているつもりではあったが、外部の方からすると、そういう印象を持たれることがあるかもしれない。

事務局において、植木を入れた当時、これを人工のものにした理由が分かれば伝えていただきたい。

本物の植木にすると絶えず手を入れる必要があり、予算の関係で難しいという判断があった。

裁判員候補者待機室には、雑誌なども置いてあるが、これは、裁判所としてはある意味で画期的なことである。

雑誌も拝見したが、全ての裁判員候補者の方たちが満足できるようなものではなかった。

たしかに、雑誌についても、裁判所の性格上、穏健、中立的ものになっているところがあるかもしれない。

今、御指摘いただいた点については、予算上の問題もあるが、創意工夫する余地があるかもしれないので、検討させていただく。

裁判員候補者待機室については、机はなくてもよいのではないか。机がなくなれば、空間的にも余裕が出て、圧迫感が無くなるのではないかと思う。質問票を記載する際に机を利用する程度であれば、画板等を利用することでも足りると思う。

話は変わるが、裁判所から「裁判員制度ナビゲーション」という冊子をいただいたが、これはどこに配布されているのか。

裁判員候補者にお渡ししたり、裁判員制度の広報活動を行う際に、一般の方に配布したりしている。また、公共機関にも配布しているし、裁判所の窓口で、希望者に交付することもある。

「裁判員制度ナビゲーション」は、2008年、2009年、2010年と3回いただいているが、ページ数が75ページ、83ページ、86ページと増加している。構成は変わっていないようであるが、内容は随分変わっている。今回の改訂では、裁判員裁判の実施状況や裁判員経験者の声などが掲載されており、裁判員候補者の方が見て安心できるような充実した内容になっており、最高裁判所が努力されていることが実感できた。また、コラムの字が以前より大きくはなっているが、一つの文章が長いことや、レイアウト上、次にどの部分を読めばよいのか戸惑うところがあり、読みづらく感じた。文章は3行くらいにまとめて、少し間を置くくらいの方が読みやすいと思う。なお、写真等をもう少し小さくすれば、字をもう少し大きくすることができるかもしれない。

話は変わるが、弁護士の方の説明の中で、若手を活用されているという話があったが、これは大変すばらしいことだと思う。検察庁が組織的に行っていることを弁護士が行うというのは苦労があると思われるが、あと、10年もすれば、今の若手がベテランになっていくと思うので、じっくりとやっていただきたいと思う。また、先ほど、裁判員裁判の弁護人の組み合わせとして、老練な方同士だと体力的な問題があるとか、若手同士だと実務経験不足であるといった話があったが、実際に弁護士が裁判員裁判に携わることはそれほど多くないと思われるので、スキルアップのために若手を中心とした経験交流会というようなことを、もう少し積極的に行われることを希望する。

裁判員裁判の弁護人として、若手二人が良いのか悪いのかということは、

横浜弁護士会でも議論をしているところである。先ほど、弁護士登録後3年以上の方をなるべく組み合わせるようにしているという話をさせていただいたが、これは、横浜だけの話であり、全国的に見ると、規模が小さくそのような贅沢は言えないというところもあるし、若手二人の方が元気があってよいというところもある。

昨今、弁護士を取り巻く状況が厳しくなっており、若手が国選弁護を自由に引き受けられない事務所もあるので、そういった厳しい状況の中で、どのように若手を活かしていくのかが、刑事裁判の分野だけでなく、弁護士会全体の課題であると思っているので、努力していきたい。

先ほどの弁護士会からの説明は、何を我々に訴えようとしているのか理解できないところがあった。裁判員裁判の国選弁護人の登録数が不足しているという現状があるのであれば、例えば、横浜弁護士会の会員全員が登録し、裁判員と同様、無作為に選択するといった案を出すなど、解決案を提示がなかったもので、お話の趣旨が分からなかった。

裁判員裁判がまだ始まったところであり、弁護士会もいろいろ考えているという模索のプロセスを説明されたのだと思う。

先ほど、検察庁や弁護士会からも裁判員裁判における分かりやすい審理のあり方に関し説明をいただいたが、この辺りについて、最近、裁判員裁判を傍聴された委員から御感想や御意見を賜りたい。

地裁委員会においても、裁判員裁判に向けた積み重ねをしてきたが、その成果がどうであったかを拝見したく思い、11月に行われた裁判員裁判を傍聴させていただいた。

私が傍聴席に着くと、まず、最初に警察官とスーツを着た被告人が入廷してきた。被告人は、手錠をかけられ、腰縄をしていたが、私は、このような状態を目の当たりしたのは初めてであったので大変驚いた。冒頭陳述では、検察官から分かりやすい言葉を用いた、かつ、ストーリー性を持たせた説明

があり、予備知識のない私にも事案をよく理解することができた。また、弁護人の言葉も静かで優しくで、被告人に代わって、被告人の当時の心情や状況を分かりやすく説明していた。次に、被告人が凶器として使った紐が提示されたが、このような凶器を目の当たりにすると、テレビなどで感じるものとは異なり、心理的な影響を受けるものだなと思った。裁判員や裁判官の方は、やはりストレスがあるのだろうと思うが、裁判員の女性の方が、ニットのセーターのようなものを着ておられたので、身だしなみについては、もう少し注意を払ったほうがよいと思った。

審理全体は、過度の感情表現はなく、透明感があるものであり、進行も非常に分かりやすいものであった。裁判長は、よく声の通る方で、審理をスムーズに進行させるとともに、裁判員や周囲の状況への配慮をしており、大変バランス感覚のよい方であるとの印象を持った。

法廷は、細部にわたり御配慮がされていると思う。例えば、裁判員が入廷する際には、被告人の手錠を外していたので、裁判員は手錠に対するストレスは感じないで済んだと思う。また、私は被告人がスーツ姿でいるとは思っていなかったが、裁判員に対して罪を犯した者だという先入観を与えることがないという点で配慮ができていたと思う。

私は、裁判所は法の執行者の立場であることから、検察側に近い立場であるとの印象を持っていたが、裁判員の被告人に対する対応等を実際に拝見していると、当然のことではあるが、中立的な立場を厳正に保っておられるということが分かった。

裁判員制度が始まるにあたって様々な問題を検討してきたが、多くの点が改善され裁判が行われていることを確認できたことは非常にうれしかった。また、一般の方にも理解できる状況で審理が行われていることから、今後、裁判員制度が犯罪の抑止力に繋がるのではないかとということも感じた。今回の裁判傍聴は本当に勉強になった。

長時間傍聴していただき感謝申し上げます。

今発言のあった裁判員の服装について、裁判所側ではどのように対応しているのか伺いたい。

服装については、正装でなくても結構であるが、法壇に上がることを考慮して選択していただきたいという話はしている。しかし、最終的には裁判員の良識にお任せしていることから、私の経験でも、好ましくないと思われる服装をされている方もいた。

傍聴人には様々な方がいると思うが、裁判員と傍聴人との間でトラブルが起きるといようなことはないのか。

裁判員は、裁判所内では一般の方とは別のルートを通ることから、裁判員と事件の関係者や傍聴人が接触しトラブルになったという事例は今までにない。

例えばメディアに出ている方のように世間に顔が知られている人が、暴力団の抗争事件に関する裁判の裁判員になったような場合、裁判員が裁判所内で一般の方とは別のルートで通っているというだけでは、その人の安全は守れないと思うが、その点を裁判所は考えておられるのか。

詳細なお話はここでは差し控えるが、裁判所外での裁判員の安全確保についても対策は立てている。

マスコミ関係の方で、何か御意見なり御感想があれば伺いたい。

最近、日本民間放送連盟の研修において裁判員裁判を検証するという分科会の司会を担当したことと、先日の死刑判決によって、私自身いろいろと考えられた。

今回、死刑判決が出た裁判では、記者が裁判員の目線で報道しているところが多かった。当社の記者も、被告人や関係者の立場を目の当たりにして非常に苦悩したと話していた。私も2回ほど裁判を傍聴したが、裁判員の負担というのはすさまじく大きいのではないかと感じた。裁判員には、判決を言

い渡した後も、判決が確定したという情報や刑が執行されたという情報が入ってくるかもしれない。そして、電話相談等ができるとのことではあるが、人によっては悩みを外にぶついたり、心境を吐露したりすることができないまま、これを引きずっていくことになるかもしれない。そのようなことを考えると、個人的な意見としては、このような大変な負担を、市民から選ばれた裁判員に負わせることが適当かどうかということについては、もう一度検討してみる必要があると強く思った。3年目の見直しもあるので、最初に死刑判決が出た横浜から、あらゆる関係者が声を上げて問題提起をしていく必要があると強く思っている。

また、今回の死刑判決では、裁判長が被告人に控訴を勧めたが、裁判長の本音は分からないが、関係者の皆さんがいろいろな思いでそれを解釈していると思うし、私も自分なりに考えた。

最後に、裁判員を経験されたのは、まだごく一部の方だけなので、裁判員の気持ちや、将来、裁判員になる方に対する裁判員経験者からのメッセージ等を伝えていく必要があると思うが、裁判員には記者会見になかなか応じてもらえないというのが現状である。今回の死刑判決では、一名の裁判員に記者会見に応じていただいたが、仮にこの方が応じていただかなければ、今回非常に難しい裁判を経験した裁判員の声が国民に伝わらなかった。また、今回記者会見に応じてもらったのは一名の方であったが、他の裁判員はその方とは違う気持ちがあったかもしれない。それが、伝えられなかったというもどかしさはある。この点については、裁判所にも御協力いただくとともに、我々としても、裁判員の声をしっかりと伝えられるような報道を心がけなければいけないと感じた。

非常に貴重な問題提起であると思う。裁判所も、裁判員がメディアにその経験を伝えることについてはある程度協力させていただいているが、その点についてお話しいただきたい。

裁判所でも、裁判員に御協力いただけるのであれば、裁判員の意見を聞く会のようなものを開催することを考えている。しかし、裁判員としての職務が終わると、その後を追うことは困難であることから、まだ、具体的な形ではまとまっていないというのが現状である。

死刑の事件を裁判員裁判で行うことが適当かという点については、司法制度改革を進める中でも議論されており、まず、軽い事件からはじめてはどうかという意見もあったが、重大な事件にこそ国民が参加する意義があるということで現在のよう形になった。

諸外国でも、量刑の重い事件に国民が参加している例が多く、あるフランスの裁判官は、フランスは現在死刑を廃止しているが、死刑制度があった際に死刑にするか否かの究極的な選択をするときにこそ、国民の声を反映させる意義があったのではないかと話していたとのことである。アメリカでは、陪審員は、原則として有罪か無罪かだけを決めることになっているが、死刑にする場合には、量刑についての陪審もある。このように、死刑という重要な決断をするときにこそ、国民を関与させるという流れもある。

ただ、死刑判決をすることは心理的な負担が非常に重く、裁判官でも、先の死刑判決のような説示を述べるかどうかは別として、自分では間違っていないと思っていても、控訴審、上告審で審理をしてもらい、他から見ても正しいということを確認したいという気持ちはある。特に裁判員からすると、自らの選択により人の生命を奪うということは非常に重たいことであるので、裁判員から、裁判長に対してそのような説示をするようお願いすることもあるのではないかと思う。今回のような説示が今後、一般的になるかどうかは分からないが、私としても、いろいろと考えさせられた。

非常に重い問題提起であり、3年後の見直しに向けて、今後いろいろと考えていかなければならない問題であると思う。

私の理想かもしれないが、裁判員裁判後終了後、胸をはってまでとは言わ

ないが、多くの裁判員が国民に対して感想等を話すことができるような裁判または制度であってほしいと思う。現在は、裁判終了後には、裁判員は疲れ切っており、記者会見等に参加される方も少ないが、裁判員の負担が軽減され、裁判員が口を開きやすいようになればよいと思う。

その辺りの御意見は、こちらでも関係者に伝えておきたいと思う。

裁判所で実施している裁判員に対するアンケートでは、法廷での説明が分かりやすかったか、普通か、分かりにくかったかということしか分からないが、もう少し具体的に裁判員がどのように受け止めたのかが分かるような形式でアンケートを採っていただくことはできないのか。このようなアンケート結果を公表していただければ、裁判員の受け止め方がより国民にも伝わるのではないかと思う。この点についての裁判所のお考えをお聞きしたい。

このアンケートは全国的なレベルで行っているものなので、ここで直ちに回答はできないが、見直しの機会はあると思うので、そのような御要望があったことについては、適宜の機会に伝えておく。

先ほどの裁判所、検察庁の説明の中で被害者保護制度についても若干説明をさせていただいたが、被害者保護制度の関係で活動されている弁護士の立場から御発言をいただければと思う。

被害者参加制度の周知はまだまだ進んでいないのが現状であるが、重大犯罪では、参加を希望される被害者も結構いらっしゃる。横浜は、全国的に見ても参加される方が多いので、今後、事案を蓄積し、被害者の参加が裁判に与える影響について分析した上で、その結果を報道していただくことにより、被害者参加制度について皆さんに認知していただければと思っている。また、神奈川県では、犯罪被害者サポートステーションが設置されているが、これは他の自治体にはないものなので、そういうものも含めて広めていければと思う。

被害者参加というのは、本人が必ず法廷に出向かなければいけないのか。

本人が出廷することに代えて、文書や動画のようなものを提出することができるのか。

被害者参加の国選弁護制度というものがあり、自ら出廷するのは躊躇するという方に対しては、国選被害者参加弁護士が出廷し、被害者や遺族に代わって意見を述べることや、被告人質問を行うということもできる。このように、被害者又は遺族の負担を少なくするのが、被害者参加弁護士の活動である。

先ほど、裁判所から、暴力団抗争事件の判決書の作成に午前4時過ぎまでかかったというお話があり、また、現在の裁判員裁判の未済件数が60件程度であり、これ以上増えると支障が生じるというようなお話があったが、裁判員裁判を実施するにあたっては、裁判所の人的、物的設備を充実させないとよい裁判ができないと思うが、この点について、裁判所の見解をお聞かせいただきたい。

裁判員裁判を行うにあたって、裁判官についてはかなり増員を図っている。国家公務員の人数が削減されている中、裁判官については、裁判員裁判の実施や民事訴訟が増加するであろうという予測の基に、この10年で、概ね500人程度の増員をしている。また、裁判員裁判の実施にあたり、特に刑事部の裁判官の配置を厚くしている。さらに、物的設備についても、例えば、裁判員候補者待機室にしても、今までの待合室に比べると、随分と手をかけており、待遇には大変気を遣っているところである。

人的な配慮をしているにもかかわらず、未済事件が増加したのは、裁判員裁判の開始当初は、皆が手探りの状況であり、公判前整理手続についても非常に慎重に行っており、例えば三、四か月でできるものが半年かかっていたことが原因の一つであると思う。したがって、例えば、これは被告人の利益にもなることであるが、単純な否認事件の公判前整理手続を効率的に行うなど、努力や工夫を積み重ねれば、私としては、現在の人員でもまだ余裕があ

るのではないかと思っている。もっとも、複雑困難な事件や重大事件も起きており、我々がまだ予想できないような負担があるかもしれないので、そのようところも注意深く見て、人員の手当をしていく必要があると日頃考えているところである。

裁判官としては一番古手であるので補足すると、裁判員裁判が始める前は、当庁の刑事部は4か部しかなかったが、今では6か部に増えている。

また、先ほど、判決書の作成に4時過ぎまでかかったという話があったが、このような経験をすると、次は日程に余裕を持たせようということになる。以前と比較して裁判員裁判の審理を3日間で終える例が近時少なくなってきたが、これは、ある程度余裕のある日程で行った方がよいという考えが浸透し、審理期間が多少長くなったという面もあると思う。公判前整理手続については、委員長からお話があったように、効率的に行う余地があると思う。裁判員裁判の開始当初ということで、今後とも様々な問題に直面することとなると思うが、今後もその原因を分析し、必要な対処をしていく必要がある。

今述べられた公判前整理手続の迅速化という点については、具体策はあるのか伺いたい。

公判前整理手続の迅速化は、既の実施されているところである。既に成果も上がっており、事件も減少方向になっているので、現状であれば事件数の点は大丈夫かと思う。

今までは、どうしても慎重になり、例えば裁判員候補者を呼び出すのに最低6週間でよいところを、余裕をもって七、八週間期間を空けていたということもあったが、そのような所を少しずつ見直していくことにより、きっとうまく行くだらうと予想している。

(7) 次回のテーマ及び開催日時

ア 次回のテーマ

「法律実務家のスキルの向上について」

イ 次回の開催日時

平成23年5月20日(金)午後2時～午後4時30分

以上